

事務連絡  
令和3年6月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 0630 第 1 号  
令和 3 年 6 月 30 日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和3年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和2年3月5日保医発 0305 第 11 号)の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」  
 (令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号)の一部改正について

1 別表 1 の 「処置」の「光線治療器 ( )」の項を次のように改める。

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	
	薬事承認上の位置付け				
	類別	一般的名称			
光線治療器 ( )	機械器具 (12) 理学診療用器具 機械器具 (31) 医療用焼灼器	紫外線治療器 赤外線治療器 キセノン光線治療器 エキシマレーザ チタンサファイアレーザ	赤外線又は紫外線を用いて皮膚疾患に対する光線治療を行うことが可能なもの	J054	皮膚科光線療法

「特定保険医療材料の定義について」  
(令和2年3月5日保医発 0305 第 12 号)の一部改正について

- 1 別表の の 059 ( 3 ) の「タンタル又は純チタン」を「タンタル、純チタン又はチタン合金」に改める。
  
- 2 別表の の 065 ( 3 ) を次に改める。  
切換用  
次のいずれかに該当すること。  
ア リバース型を用いた人工肩関節置換術等の術中に、解剖学的理由等によりリバース型組み合わせの設置が困難であると判断された場合に、緊急的にアトムミカル型の組み合わせに切り換えるために用いるものであること。  
イ リバース型を用いた人工肩関節置換術等を実施した患者の術後再置換時に、解剖学的理由等によりリバース型組み合わせの設置が困難であると判断された場合に、アトムミカル型の組み合わせに切り換えるために用いるものであること。